

青森市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

1 制定理由

個人情報の保護に関する法律の改正（令和 3 年 5 月 19 日公布）により、令和 5 年 4 月 1 日から地方公共団体等は、新法が規定する全国的な共通ルールに基づき個人情報を取り扱うこととなる。その上で、地方公共団体等においては、開示請求に係る手数料など、法律の施行に必要な事項を条例で定めることとされたことから、条例を制定するものである。

2 条例の主な内容

(1) 開示決定等を行う実施機関【第 2 条】⇒ 新法と同様とする。

項目	現行条例	新法	新条例
実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、議会、市が設立した地方独立行政法人	地方公共団体の機関（財産区を含み、議会を除く。）、地方独立行政法人	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、 <u>財産区</u> 、市が設立した地方独立行政法人

(2) 保有個人情報の開示決定等の期限【第 3 条・第 4 条】⇒ 現行条例と同様とする。

項目	現行条例	新法	新条例
① 開示決定等の期限	15 日以内	30 日以内	15 日以内
② 開示決定等の期限の延長（事務処理上の困難等がある場合）	30 日以内	30 日以内	30 日以内
③ 開示決定等の期限の特例（開示請求に係る保有個人情報 ^が 著しく大量である場合）	相当の部分につき 45 日以内に 開示決定等	相当の部分につき 60 日以内に 開示決定等	相当の部分につき 45 日以内に 開示決定等

(3) 保有個人情報の開示請求に係る手数料【第 5 条】⇒ 現行条例と同様とする。

項目	現行条例	新法	新条例
手数料	無料	条例で定める額	無料

(4) 開示請求による文書等の写しの交付等に係る費用負担【第 6 条】⇒ 現行条例と同様とする。

項目	現行条例	新法	新条例
費用負担	実費	—	実費

(5) 運用状況（開示請求等の件数等）の公表【第 7 条】⇒ 現行条例と同様とする。

項目	現行条例	新法	新条例
運用状況	公表	—	公表

3 その他

(1) 個人情報の保護に関する法律の適用に伴い、青森市個人情報保護条例を廃止するとともに、廃止に伴う経過措置を定める。【附則第 2 条・第 3 条】

また、以下の条例について引用条項を改正するなど、所要の整理を行う。

- ① 青森市情報公開・個人情報保護審査会条例【附則第 4 条・第 5 条】
- ② 青森市情報公開条例【附則第 6 条】
- ③ 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例【附則第 7 条】
- ④ 青森市まちづくり基本条例【附則第 8 条】

(2) 施行日

令和 5 年 4 月 1 日